

平成29年塩尻市議会3月定例会

総務生活委員会会議録

○日 時 平成29年3月14日(火) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第17号 平成29年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

議案第21号 平成29年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第25号 平成28年度塩尻市一般会計補正予算(第8号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費16目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び9目後期高齢者医療運営費、4款衛生費(1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健指導費及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正

議案第26号 平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第30号 平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

請願3月第1号 「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する請願

○出席委員・議員

委員長	横沢	英一	君	副委員長	平間	正治	君
委員	永井	泰仁	君	委員	柴田	博	君
委員	永田	公由	君				
議長	金田	興一	君				

○欠席委員

委員 中原巳年男 君

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○説明のため出席した参考人

請願説明者 塩尻地区労働組合会議議長 梅木 幸雄 君

○議会事務局職員

事務局長 青木 隆之 君 事務局次長 横山 文明 君

午前9時55分 開会

○委員長 皆様、おはようございます。昨日に引き続きまして総務生活委員会を開会いたします。本日の委員会は、昨日と同様中原委員から欠席の届出がありましたので、御報告をいたします。本日の日程について、副委員長から説明します。

○副委員長 おはようございます。本日の委員会の日程でありますけれども、昨日に続きまして本委員会に付託されました議案について審査を行い、請願につきましては、説明者が来庁されますので、午後一番で審査をする予定であります。また、委員会終了後、総務生活委員会協議会を開催し、協議会終了後、東山霊園合葬墓の現地視察を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○財政課長 済みません、きのう永井委員さんから御質問のありました老人クラブの人数について、御報告をさせていただきます。県制度の対象の人数でお答えさせていただきます。市老連に加入しているクラブですけれども25クラブ、1,215人でございます。それから、市老連未加入クラブ9クラブでございます、521人でございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長 永井委員いいですね。

○永井泰仁委員 はい、わかりました。

議案第17号 平成29年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

○委員長 議案第17号平成29年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算について、説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第17号について御説明をさせていただきますので、予算書の347ページをまずお開きいただきたいと思っております。予算書の347ページでございますけれども、平成29年度の塩尻市国民健康保険事業特別会計予算の総額ですが、第1条に記載のあるとおり85億4,768万3,000円でございます。前年度対比としますと金額にして7,279万1,000円、率で0.8%の減額となっております。

それでは、事項別明細については、歳出から説明をさせていただきますので、367、368ページをごらんいただきたいと思っております。まず1款1項1目の一般管理費ですけれども、説明欄2つ目の白丸、国保事務諸経費、この中の主なものにつきましては、下から6つ目の黒ポツの電算化共同処理事業委託料279万円、それからその2つ下の黒ポツ、レセプト点検業務委託料216万円が主なもので、いずれも長野県の国保連合会へ委託するものでございます。

2目の連合会負担金は、県の国保連合会への負担金286万2,000円となっております。

2項1目の賦課徴収費では、説明欄2つ目の白丸の賦課徴収事務諸経費でございますが、主なものにつきましては次のページになりますけれども、5つ目の黒ポツですが、税情報等システム使用料1,084万円余でございます。

2款の保険給付費は、合計で53億1,080万円余りを見込んでおります。前年度対比では、1億7,455万円、率にして3.2%の減額ということで見込んでおります。この保険給付費につきましては、毎年増加傾向にありましたけれども、平成28年度になりましてから対前年度で減少に転じておりまして、新年度予算の編成時では、3.8%の減という状況でございました。それをもとにこの金額を見込んでございます。

1項の療養諸費ですけれども、これは一般被保険者分と退職被保険者分に大きく分かれまして、さらにそれぞれが入院や外来、調剤などの療養給付費、それと柔道整復、針、あんまなどの療養費に分かれておりまして、全部で4つの目となっております。

まず1目の一般被保険者療養給付費は、43億7,100万円で、率にして0.6%の減額の見込みでございます。

2目の退職被保険者等療養給付費は1億820万円で、率にして64.4%と大きな減でございますが、こちらは被保険者の減少によるものでございます。

3目の一般被保険者療養費は5,500万円、率にして5.6%の増額。

次のページになりますけれども、4目の退職被保険者等療養費は210万円で、前年度対比で、率で46.2%の減額を見込んでおります。

2項の高額療養費につきましては、1カ月分の窓口負担金が、それぞれの世帯の所得などに応じた限度額を超えた場合にお支払いしているもので、1目の一般被保険者分が7億240万円、率では13.1%の増額。2目の退職被保険者分については、1,760万円を見込んでおります。

3目と4目の高額医療・高額介護合算療養費につきましては、医療費と介護サービス費の1年間の自己負担額が定められた限度額を超えた場合にお支払いしているもので、3目の一般被保険者分、4目の退職被保険者分ともに前年度と同額の予算としております。

次のページをお願いいたします。中ほどの4項1目出産育児一時金は3,360万円で、こちらは80件分を見込んでおります。

1つ飛びまして、3款1項1目の後期高齢者支援金ですけれども、後期高齢者医療制度の医療費の約40%を74歳以下の被保険者の保険税から支援するもので、8億6,700万円を計上してございます。

次のページをお願いいたします。次のページの一番下になりますけれども、6款1項1目の介護納付金、こちらは40歳から64歳までの被保険者の保険税から介護給付費の29%を負担しているもので、3億3,600万円を計上をしております。

次のページをお願いいたします。上から2つ目になりますけれども、8款1項1目の高額医療費拠出金、これにつきましては、国保連合会が事業主体となりまして、現在保険者であります市町村の拠出金により県単位で財政調整を行っている制度のものでございます。説明欄の1つめの黒ポツの高額医療費拠出金につきましては、1件80万円を超える医療費を対象に計算してございまして、2つ目の黒ポツの保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、1件80万円までの医療費を対象に計算された金額を拠出してございます。合せて18億4,770万円を拠出をいたします。私からは、一旦以上です。

○健康づくり課長 続きまして、9款1項1目特定健康診査等事業費の説明欄、特定健康診査等事業諸経費ですけれども、特定健康診査とその結果に基づく特定保健指導によりまして、生活習慣病の発症予防、それから重症化予防を図ろうとするものでございます。主なものは、下から6番目の特定健康診査委託料ですけれども、集団健診を健康づくり事業団に、医療機関健診を塩筑医師会に委託をするものでございます。この特定健康診査でございますが、健診受診者の自己負担額を25歳から29歳までの者につきましては、1,000円から500円に、30歳から74歳までの者につきましては、1,500円から500円に、それぞれ減額をいたしまして、

ワンコイン健診ということをアピールしながら受診しやすい環境を整え、健診受診率の向上と本市の健康課題であります生活習慣病と発症予防に努めていこうとするものでございます。

○市民課長 それでは、次のページをお願いいたします。上から2つ目になりますけれども、2目の疾病予防費、こちらは人間ドックなどの補助金として1,130万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。12款1項の償還金及び還付加算金でございますけれども、こちらは保険税の過年度で構成があった分の還付分で、それぞれ前年と同額を予算計上しております。

次のページをお願いいたします。29年度予算では、予備費に4,865万1,000円を計上をしております。前年度はゼロでございました。

それでは、歳出の説明は以上で、戻っていただきまして、歳入を説明させていただきます。355、356ページにお戻りいただきたいと思います。歳入1款の国民健康保険税は、一般被保険者、退職被保険者合せまして、合計で15億4,190万円を見込んでおります。こちらは被保険者の減少に伴いまして、金額にして220万円、率にして0.1%の減額を見込んでいるところでございます。

1つ飛んで3款1項1目療養給付費等負担金、こちらは国が32%を負担しているというもので、一般被保険者の療養給付費に対しまして8億940万円、後期高齢者支援金に対しまして2億6,490万円、介護納付金に対しまして1億750万円をそれぞれ予定をしております。

次のページをお願いいたします。3款1項2目の高額医療費共同事業負担金、こちらにつきましては国が4分の1を負担しているというもので5,970万円。

3目の特定健康診査等負担金、これは国の負担率3分の1で891万8,000円が、それぞれ交付される予定でございます。

2項1目の財政調整交付金は、1つ目の黒ポツ、普通調整交付金につきましては、一般被保険者の療養給付費や後期高齢者支援金などに対して2億5,850万円、それから次の黒ポツ、特別調整交付金は、被保険者の年齢構成や所得水準など、それぞれの保険者の責任によらない特殊事情により交付されるもので、6,000万円を見込んでおります。

一番下の4款1項1目の療養給付費等交付金、これは退職被保険者等の療養給付費に対して、社会保険診療報酬支払基金から支払われるもので、1億8,300万円の交付を見込んでおります

次のページをお願いいたします。5款1項1目の前期高齢者交付金、こちらは65歳から74歳までの前期高齢者の医療費等に応じまして、社会保険診療報酬支払基金から支払われるものですが、23億8,800万円の交付を見込んでおります。これにつきましては、27年度の保険の給付費が大きく伸びた影響がありまして、前年度対比で22.8%という大きな伸びの金額を見込んでおります。

6款の県支出金は、先ほど国庫支出金で御説明しましたのと同様に高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金をそれぞれ定められた率により県が支出するものでございます。

次に7款1項1目の共同事業交付金、これは歳出の共同事業拠出金でも御説明しました、国保連合会が事業主体となって財政調整をしているという制度で、高額医療費共同事業で2億6,100万円。保険財政共同安定化事業で17億2,580万円が交付される見込みとなっております。

では、次のページをお願いいたします。2つ目の9款1項1目の一般会計繰入金ですが、1節の保険基

盤安定繰入金（保険税軽減分）から5節の財政安定化支援事業繰入金、これまではルールに基づいて一般会計からそれぞれ繰り入れるものでございます。6節のその他一般会計繰入金4,844万円は、内訳としまして特定健康診査等の保険事業費の繰入金となっております。平成28年度に6,750万円を計上しておりました財政支援分の一般会計からの繰入金は、29年度予算では計上してございません。また、次の基金繰入金も、ごらんのとおり当初予算では見込んでございません。一般会計からの財政支援分の繰入金、また基金繰入金ともにゼロということで予算計算をいたしましても、先ほど歳出で説明しましたように、予備費に4,800万円余りを計上できる予算を組めましたので、このような歳入となっております。国保特別会計の説明は以上になります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありませんか。

○柴田博委員 全体としてですけれども、前年度と言うか、27年か28年かの医療費が少なかったということで、伸びがマイナスになったということで、新年度の予算が肥ゆるような形になったということなんですけど、その医療費が減った原因、要因というのはどんなふうを考えているのでしょうか。

○市民課長 市独自の分析はまだしておりませんが、医療費が減っているのは全国的な傾向でありまして、全国をまとめている国保中央会でも、28年度の上半期の分の医療費の集計でいきますと、全体で2.1%の減ということが報告されております。国保中央会での分析といたしましては、28年度に診療報酬と薬価の改定がございまして、診療報酬の本体分は増額でしたけれども薬価のほうがマイナスになりまして、全体としてはマイナスの改定ということだったので、それが影響したのではないかという分析を中央会ではしているところでございます。

○柴田博委員 そうすると今のような分析の結果、新年度についても同じ傾向だから伸びないという、そういうことですか。

○市民課長 先ほどもちょっとお話ししましたが、平成27年度は医療費が大分伸びました。その関係で28年度の当初予算は伸びるということで予算組んでございました。しかし、28年度になってみましたら、御説明のようにちょっと下がったものですから、当初予算で比べますと減額ということになりますけれども、今見積もっております28年度の決算見込額からしますと、伸びるということで一応予算は組まさせていただいております。

○委員長 ほかにはどうですか。

○永井泰仁委員 レセプト点検の業務委託も国保連合やってようですが、これは件数にして、最近は大体何件くらい業務委託をしてますか。

○市民課長 新年度予算では、およそ27万件を見込んでおります。

○永井泰仁委員 これは、さっき言ったようにここ数年は、件数としては減少傾向ということ。それから、あれですか、委託料の算出は件数によって支払うシステムですか。

○市民課長 ここ数年減少ということではなくて、28年から29年を比べると少し減るような形で見積もりをしておりますし、この委託料については、その件数に応じて金額が算出されて支払っております。

○永井泰仁委員 それから直接関係ないけども、がんに効く何とかチーボとかってというような薬ですが、これは、今は保険の対象にも何にもならなくて、使う人が全部。何か値段が半分に下がったとか、下がるとか聞いたが、これは個人の負担ですか。

○市民課長 がん治療薬のオブジーボにつきましては、保険適用に昨年途中からたしかりまして、それが保

険の適用になったものですから、使う方が、使う方がって言うか、医師が勧めるようになったかと思うんですけどもふえてきまして、保険医療費のほうが大分圧迫されるということで、国でも議論になったところでございます。今、塩尻市内でお使いになっている方っていうのは承知しておりませんが、今後お使いになるようになりますと、その分がうちの保険給付費のほうにも影響してくるということです。ただ昨年から議論になっておりまして、オブジーボがあまりも高過ぎるということで、2年に1度の改定を待たずに半額程度になるということが既に決まっているところでございます。

○永田公由委員 被保険者が減少したっていうことは、要は後期高齢者のほうに上がったっていうことです。じゃなくて、全体的に減ってるってこと。

○市民課長 被保険者につきましては、後期高齢者に移行される分、それから新しく入ってくる分のプラスマイナスなんですが、今までは後期高齢者に移行する分よりも国保に加入されてくるほうが多かったんですけども、昨年あたりから後期高齢者に移行する方の数字ほど、新しく国保に入ってくる方は減少しているというような傾向でございます。

○永田公由委員 保険税の収納率は、市内ではどのくらいですか。

○市民課長 済みません、係長のほうからお答えさせていただきます。

○市民係長 27年度実績をもとに29年度の税収見込んでございますので、一般分、済みません、ちょっと細かい数字になってしまうんですが、保険税が医療分、後期高齢者支援分、介護分と分かれておりまして、今、ちょっと私がすぐ出る数字が、一般分が93.45%、支援分が93.50%、介護分が90.22%といった数字になってございます。

○永田公由委員 これは、県下でも高い方です、低いほうです。

○市民課長 申しわけございません。他市と比較した資料が手元にございませんで、後ほどお答えさせていただきたいと思えます。

○永田公由委員 はい、いいですよ。

それから、最近ジェネリック医薬品って言うかね、それを結構薬局とかで勧めるようになってきてるんですよ。確かに通知を送ってもらうと大分差が出てきてて、それも1つの医療費の引き下げになっていると思うんですけども、ジェネリックについては市側とすれば、何かPRしたり、薬局とか医師会に対してアプローチは、何かされているわけです。

○市民課長 納税通知書をお送りするときとかですね、保険証の更新のときとかにジェネリック医薬品にできたら切りかえていただきたいというのは、被保険者の皆様には通知でお送りしているところでございます。ただ、医師会とかには直接働きかけては、今現在ありません。医師の中にもジェネリック医薬品にちょっと懐疑的な方もいらっしゃるものですから、全体として医師会等には働きかけるということは、ちょっと今のところはやっておりません。

○柴田博委員 直接これ、予算案とは関係はないんですけども、保険者が医療費を無料にした場合に、国からペナルティーを受けるということが問題になっていますが、そのペナルティーというのは、歳入の項目で言うところのこの項目に当たるのか、もしわかったら教えてください。

○市民課長 355、356ページに3款1項1目の療養給付費等負担金というのがございまして、この療養給

付費の32%という計算式がございますけれども、ざっくり言いますと、かかった療養給付費の32%を国が交付してくれるよってことなんです、このかかった給付費のうちから窓口に無料化した分は、基礎額として差し引きますよ。それに32%を掛けますよというのが、現在の計算方式になっております。

○柴田博委員 それとあと、これも直接は関係ありませんが、30年から県単位化されていきますよね。その場合に一般質問の中でもちょっとありましたけども、給付費に関係するような項目については、今の保険者である塩尻市ではなくて、県のほうに入るようになるというふうなお話だったと思うんですが、その辺で今の歳入項目の中でどれ、どれ、どれが、塩尻市には30年からは入らなくなってくるか、その辺の資料がもしあれば、後からでいいんでいただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○市民課長 特に資料というものは、今のところ国とか県からは示されておられませんので、ちょっとお示しはできないかと思いますが、本会議でもお話ししたように、医療にかかる分ということで今考えられるのは、今お話しした療養給付費の負担金、国から32%が来ている分。それから調整交付金ということで、普通調整交付金の中にもやはりその分が含まれておりますので、この分。これらが市には入って来ずに県に入るものだというふうに、今のところは言われております。

○柴田博委員 はい、わかりました。

○副委員長 380ページをお願いしますが、人間ドック等補助事業がありますけれども、人間ドックについて、最近の傾向ですね。年度ごとの件数と、それと補助率が今どのぐらいだったか、お願いします。

○市民課長 年度ごとの件数は、後ほどお話をさせていただきたいと思います。ドックについては、年々少しずつふえている状況ではあります。29年度予算につきましては、日帰りドックですけども500件、補助金は1万5,000円。それから、1泊ドックにつきましては120件、金額は2万円の補助。それと脳ドック、これは120件、金額で1万円。この3つのドックの補助を予算計上してございます。

○副委員長 市民の皆様、この中にはね、それは切りがないんでしょうけど、もう少し補助率高ければいいなって、こういうのがあるんですけども、それについて見直しとか、検討される予定っていうのはございますか。

○市民課長 この金額につきましては、県内、他市と比べても安いという金額ではないものですから、今のところは見直す予定はございません。

年度ごとの件数、わかるようですので係長からお答えさせていただきます。

○市民係長 年度ごと、26年度から28年度現在までの件数で、それぞれ日帰り、1泊、あと脳ドックの総計で申し上げますが、26年度が674件、27年度が680件、28年度あと1回の給付を待って、今657件ですので、約700件を今年度は見込んでおります。以上です。

○副委員長 先ほどちょっとお聞きしようと思ったら、永田委員さんのほうが先に聞いていただいてね、ジェネリック医薬品の関係もそうですし、全体として経費を押えていくためには、やっぱりみずから健康管理をしていくっていう意味でね、この人間ドックやほかの事前健診とか、あるいは実際的なジェネリック医薬品なんかも経費削減につながってくるものだと思うものですから、ぜひそういうところを一層普及させていっていただきたいのと、ジェネリック医薬品については、特に医師会のね、さっきお話がありましたけど、主治医の先生が処方してくれるんで、なかなかその先生の考え方によって、ジェネリック使っていないよってという人もいれば、なかなかそうでないって人も、お話を聞きますが、さりとてやっぱり医師会の協力もないと、これは進んでいかない話

になりますから、何らかの形で話も進めていくことが必要だと思いますけれども、その点についてお考えがあったら。

○**市民課長** ジェネリック医薬品につきましては、なかなかお医者さんが書く処方箋では、最初からジェネリック医薬品を処方していただけないってこともあるようでございます。ただ、今は医薬分業ということで院外処方になっておりますので、薬局のほうで薬剤師さんが、この薬だったらジェネリックがあるけどというような御案内を患者さんにする中で、患者さんが希望すれば、逆に薬剤師のほうから医師のほうに連絡して、この薬に変えてはいけませんかっていうようなことをやっていたという状況ですので、そのようなことでジェネリック医薬品の使用のほうをふやしていきたいと思っております。

○**副委員長** それは、そういう形は結構だと思うんですが、現実問題とするとお医者さんと薬局とのつながりの中では、なかなか難しいものもあると思いますので、そういう意味ではやはり医師会を含めた中での対応っていうのを、対応って言いますか、推進していくことが必要だと思いますから、またぜひ検討していただきたいと思っております。

○**柴田博委員** 378ページの特定健診の関係ですけれども、安くして受ける人をふやしたいという思いだというふうに思うんですが、今の現状と、そこから安くすることによってどのくらい受診率が上がると見込んでいるのか、その辺についてもう少し詳しくお願いします。

○**健康づくり課長** 今現在の特定健診の受診率なんですけれども、本年度におきまして42.3%という実績でございます。これが、ここ5年くらい、もう大体41から42%でとどまっております、私どもとすれば、これを50%くらいに持っていきたい。国は60%と言ってますけども現実的のところとして、その辺まで持っていければというのが1点であります。それから27年度の健診と26年度と見ていくと、2年連続でお受けにならないという方が20%ちょっとくらい、いらっしゃるわけなんです。そういったところを見ていきますと、継続して受けていただくということが、私ども非常に重要だと思っております、そういうところに持つていくためにも御負担をお下げして、それでそういうところを働きかけていきたい、そういうふうに考えています。

○**柴田博委員** 値下げする分ですけれども、今50%くらいにふえたとして、大体どれくらい収入減になるわけですか。

○**健康づくり課長** 単純に、今大体4,500から5,000人くらいの方がお受けになっております。これで、もう少しふえて、またそれからお1人当たり、この40歳から74歳の方が、実際にお1人当たり1,500円を500円にするわけですから1,000円と見ていきますと、うんとおおざっぱに言って収入で600万円くらい減額と言いますか、市の負担が逆にふえるということになりますけれども、よく私ども引き合いに出すのは、糖尿病が重症化して糖尿病性腎症になって人工透析になってしまうと、お1人約600万円くらい医療費かかるということだもんですから、それも含めてトータルで考えて、それに限らないんですけれども、早期に発見して早期対応してもらって全体の医療費を下げてまいりたい、そういう考え方でございます。

○**永井泰仁委員** 同じく378ページの細かい部分を聞きますが、歯科健診研究事業負担金で6万7,000円載ってますが、これはどこへ負担ということと、それから研究というのは、何を研究しているのか説明してください。

○**健康づくり課長** こちらにつきましては、平成27年度から信州大学医学部と連携協定を結びまして、国保の

特定健診の集団検診をお受けになった方で希望される方には、信州大学の口腔衛生と、それから生活習慣病との関係を研究事業に協力させていただいて、無料で歯科健診を受けていただいております。信州大学は3年計画ということで27、28、29年、今年度で市との協定が終わるわけなんですけれども、私ども信大と話をしている中では、信大とすればもうあと3年くらいは続けていきたいという考えもあるということで、若干の私どもも負担はさせていただいて、信大はまるっきり研究なものですからただでやってもらってるわけなんですけれども、市民にとっては非常にいいお話なものですから若干の負担させていただこう、そういったことで上げさせていただきました。

○永井泰仁委員 それからその下の健康増進事業諸経費で、エイズ予防教室講師謝礼が45万円ですか、計上されていますが、どのような人が講師になり、実際の教室というのは、中学だか、高校だか、どういう形での教室で教育をされているのか、具体的に説明してください。

○健康づくり課長 これにつきましては、学校のほうを通じまして、私どもでもってやらせていただいているものでございます。

○永井泰仁委員 これ、学校と言っても小学生からじゃないわね。

○健康づくり課長 ちょっと今、どこの学年からっていうのは正確にわからなくて申しわけないです。小学生ではなくて、ちょっとまた確認しますが、中学以上だったというように覚えております。

○永井泰仁委員 それと講師としては、どういう人が当たって指導されていますか。

○健康づくり課長 これもちょっと済みません、正確に、また後ほどお答えいたします。

○委員長 どうですかね。

○永井泰仁委員 後ほどでいいです。

○市民課長 先ほど収納率の御質問がございまして、27年度の数字ですけれども、長野県内の市全体の平均が93.6%という収納率、それに対して塩尻市が93.4%という収納率で、若干平均よりも低くなっております。以上です。

○委員長 よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第17号平成29年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第17号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第21号 平成29年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

○委員長 それでは、次に議案第21号平成29年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第21号の説明をいたしますので、予算書の452ページをお開きいただきたいと
思います。予算書の452ページになります。平成29年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算の総額は、
1条にございますとおり7億1,113万7,000円で、前年度対比としますと金額で2,071万円余、率
で3.0%の増ということでございます。

それでは、事項別明細、歳出から御説明いたします。462、463ページをお願いいたします。1款の総務
費ですけれども、1目の一般管理費は嘱託員の人件費などとなっております。それから2目の徴収費、これにつ
きましては、税情報システム使用料などの事務諸経費となっております。

2款1項1目の広域連合納付金につきましては、徴収いたします保険料等徴収納付金が5億6,670万1,
000円。それから保険料の軽減分を一般会計から繰り入れたものをそのまま広域連合に納付します保険基盤安
定（保険料軽減）納付金が1億3,300万円というものでございます。

歳出は以上で、次に歳入を説明させていただきます。458、459ページにお戻りいただきたいと
思います。1款の後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収、普通徴収合せまして、広域連合の試算によります5億
4,760万円、率にして3.0%の増額を見込んでございます。

3款1項2目の保険基盤安定繰入金、これにつきましては保険料の軽減分を一般会計から繰り入れるとい
うもので、1億3,300円繰り入れを予定しております。先ほど歳出で説明いたしましたとおり、これは全額広域
連合へ納付することとなります。後期高齢者医療事業特別会計の説明は、以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問ありませんか。

○柴田博委員 被保険者の人数ですけれども、28年度比で221人プラスということですが、これにつ
いては大体これくらい毎年ふえてるという勘定ですか。

○市民課長 75歳になりますと後期高齢者医療のほうに移行になります。ここ数年は、この人数程度で推移し
ております。

○柴田博委員 75歳になった方全員ですよ。

○市民課長 はい。

○柴田博委員 そうすると1年って言うか、1歳当たりこれくらいの人数しかいないということなんですかね。

○市民課長 75歳で移行になる方もいますけれども、もう80、90歳になってお亡くなりになる方もいるも
んですから、プラスマイナスでその数字程度ということ。

○永田公由委員 後期高齢者の広域連合のほうへ職員派遣されてるよね。職員の派遣というのは、19市全部が
出しているわけ。それとも特別に、こことこつてあるわけ。

○市民課長 広域連合の派遣につきましては、市では19市全てで派遣しております。ただ、たしか私の記憶で
は長野市は3名、松本市は2名だったと思います。そのほかに町村からも派遣がありまして、それは町村会のほう
で輪番制を決めておりまして、ちょっと何人かは記憶にございませんけれども、数名派遣されております。

○永田公由委員 その人たちの給料というか、人件費はどういう扱いになってるわけ。

○市民課長 それぞれの派遣元の市町村で支払っておりますけれども、その相当する金額については、広域連合
のほうから歳入で入ってくるということでございます。

○永田公由委員 こっちへね。はい、いいです。

○委員長 よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第21号平成29年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第21号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

○健康づくり課長 先ほどのエイズ予防教室の対象者と講師について御説明いたします。ちょっと私答弁て言いますか、御説明間違っております、実施状況からいきますと小中学校を対象といたしまして、エイズのみならず命の大切さや性に関して幅広く学べる機会として、年度の初めに養護の先生方に対しまして、講師としては助産師であったり、大学の教授であったり、生命の誕生から性から、それから感染症に対して幅広い内容で、どんなようなお話がいいかということ聞いた上で教室を設けているものであります。全ての学校がやっているというわけではなくて、27年度の実績でいきますと、中学校で3校、小学校で7校というような実績になっておりまして、またこういったものについては、また来年度も養護の教員と話をしながら進めてまいりたい、そういったことでございます。

○永井泰仁委員 小学生の程度から話をするならね、ある程度ベテランの保健師さんでも、あえて講師謝礼を出して外部からじゃなくてもできるような気もするんで、今後その辺のところもまた検討してみてください。

○健康づくり課長 今現在、実際に携わっていただいているのは、助産師の方が一番御希望も多いということでやっております。そういったことも含めて、エイズも踏まえてやってまいります。

○委員長 いいですね。

議案第25号 平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第8号）中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費16目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び9目後期高齢者医療運営費、4款衛生費（1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健指導費及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正

○委員長 次に議案第25号平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、46、47ページ以降の歳出の関係でございます。歳出全体を通しまして、人件費の関係でございますが、多くの科目で補正をお願いしてございます。この人件費につきましては、補正の理由が各該当科目とも共通しておりますので、私のほうからその内容につきまして、まず一括して御説明を申し上げます。以降、各担当課からの人件費関係の説明は、原則として省略させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

す。人件費につきましては、年度末までを見通した上で、各該当科目におきまして職員給与費、嘱託員報酬等の
人件費の補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○**議会事務局次長** それでは、46、47ページ。1款議会費でございますが、36万1,000円の減となっ
てございます。これは事業費の確定等によるものでございます。以上です。

○**人事課長** それでは、その下の総務管理費の関係でございます。2番目の丸、職員給与費でございますが、こ
ちらは退職手当の関係が主なものでございます。

また、その下の丸、人事事務諸経費でございますが人事給与システム改修委託料、これにつきましては、決算
見込みによります減額補正でございます。以上でございます。

○**庶務課長** 続きまして、下から2つ目の白丸、一般管理事務諸経費50万9,000円及び次の白丸、庁舎施
設管理費434万8,000円の減額につきましては、事業確定及び決算見込みによる減額でございます。

ページをめくっていただいて、49ページお願いします。最初の白丸、車両管理諸経費1万6,000円、以
下4つ目の白丸、平和祈念事業11万6,000円までの減額でございますけど、全て事業確定、または決算見
込みによる減額でございますので、よろしくをお願いします。以上です。

○**選挙管理委員会事務局長** 同じページの固定資産評価審査委員会費につきましても、決算見込みに伴う減額に
なります。

○**秘書広報課長** 続きまして、2目の秘書広報費になりますが、こちらも都市交流事務諸経費、広報広聴活動事
業、いずれも事業確定による補正減でございます。以上であります。

○**会計管理者** 会計事務諸経費につきましても、決算見込みによります減額となります。

○**財政課長** 次、5目財産管理費の財産管理事務諸経費、これにつきましても確定による不用額を減額するもの
でございますし、おめくりいただきまして、基金積立金でございます。このうち利子積立金につきましては、昨
年1月末に決定されましたマイナス金利の影響によりまして、利子収入が減りましたので積立金を減額するとい
うものでございますし、それから下の3つ、基金元金積立金につきましては、これは寄附金を積み立てるもので
ございますけれども、スポーツ夢基金に20万円、それからふるさと寄附金、これは大幅に増加したために寄附
者の意向に沿って活用させていただくため、森林環境保全基金、それから知恵の交流基金に、それぞれ積立金を
増額するものでございます。財産管理費は、以上でございます。

○**企画課長** 6目の企画費でございます。一番上の白丸、シティプロモーション事業3,141万円余の増額補
正であります。ふるさと寄附金の増額によるものであります。歳入の決算見込みを2億8,500万円余とし
ております。返礼品割合3割でありますので寄附謝礼品の不足分3,068万円、併せてその下のポータルサイ
ト特設案内使用料、インターネット決済に伴うものでございますが、73万円余を追加したものであります。

次の白丸、移住定住促進事業であります。3人目の協力隊員を昨年9月に任命をいたしました。当初予算
1年分計上しておりましたので、その分を減額するものであります。以上です。

○**情報企画係長** 次、7目情報開発費でございますが、2事業ともいずれも事業確定による減額補正でございま
す。よろしくをお願いします。

○**地域振興課長** 続きまして、9目支所費をお願いいたします。53ページのほうにも続きございますが、8つ
の支所の清掃委託業務につきまして、28年度から長期継続契約といたしまして、その差額分でございます。事

業費確定に伴い減額をするというものでございます。

それから53ページに行ってくださいまして、11目交通安全対策費をお願いいたします。白丸、交通安全対策事業諸経費の補修用資材106万円の増額をお願いするものでございますが、このたび、ゾーン30の指定区域といたしまして、県の後援会によりまして新たに2月3日付で洗馬小学校周辺が決定され、また吉田原保育園周辺が3月末に決定されることとなったことを受けまして、ドライバーがより認識しやすく、その効果を高められるようにするために、ゾーン30の看板の設置及び路面の表示をするための標識と塗料の購入代でございます。

続きまして12目輸送対策費の説明欄白丸の輸送対策事業の地域振興バス運行委託料といたしまして、360万円の増額をお願いするものでございます。これは、現在檜川線以外の9路線の運行をしておりますアルピコタクシーの運行委託料の計算式なんですけど、全体にかかります運行経費から運賃収入、それから国庫補助金を差し引いた金額としてお願いしております。この運賃収入のうち、本年度から導入をいたしました回数券でございますが、こちらは市が販売をしておりますので、歳入が市のほうに全部入ってまいります。実際に使われた回数券の利用分につきまして、市が受託者のほうに補填する必要があるということから238万円余、それから乗客数が当初見込みました数よりも約5%の減が見込まれるということから80万円。それから北小野線が開通しておりますけれども、国庫補助金の対象となっております部分につきまして運行業者、当初は信州アルピコタクシー会社という会社でございましたけれども、4月1日で合併をされましてアルピコタクシー株式会社という、大きな会社になったということの中で、国庫補助金の算定基準となります経常収支が大幅に改善をされたということに伴いまして、補助金額が減額された分42万円余、これを合わせまして360万円を増額させていただきたいものでございます。

次の黒ポツ、備品購入費につきましては、檜川線の地域振興バスの購入に係ります入札差金109万2,000円の減額でございますし、次の白丸、駅前駐輪場等管理事業の放置自転車処分委託料につきましては、事業確定に伴います減額でございます。私からは以上です。

○人事課長 その下、13目職員厚生費の職員健康管理・福利厚生費、またその下の14目職員研修費の人材育成事業、この双方につきまして、事業確定に伴います減額補正でございます。以上でございます。

○消防防災課長 続きまして、15目の防災防犯費をお願いいたします。防災防犯諸経費240万3,000円につきましては、事業費の確定に伴い減額するものです。

次に55ページをお願いいたします。最初の白丸、防災施設・設備等整備事業212万6,000円につきましても、事業費の確定により減額するものです。以上です。

○選挙管理委員会事務局長 同じページ、17目の公平委員会費になりますけれども、これにつきましても決算見込みに伴う減額になります。

○税務課長 おめくりいただきまして、56、57ページをお願いいたします。2項徴税费2目賦課徴収費、最初の白丸、賦課事務諸経費につきましては、事業費の確定に伴いまして減額するものとなっております。

その下の白丸、固定資産評価替等対応事業につきましても、同様に事業費の確定によるものとなっております。以上であります。

○収納課長 その下の白丸、徴収事務諸経費につきましては、決算見込みによりまして60万円の減額となっております。以上です。

○市民課長 3項1目の戸籍住民基本台帳費ですけれども、472万4,000円の減額でございます。説明欄の2つ目の黒ポツの個人番号カード交付事業交付金、これにつきましては、地方公共団体情報システム機構に支払っておりますものですが、こちらは国からの指示額による減額となっております。なお、この交付金につきましては、国から10分の10の補助金が交付されているため、歳入のほうも減額補正をさせていただいております。以上です。

○選挙管理委員会事務局長 4項の選挙費でございますけれども、その3目参議院議員選挙費でございますが、これも事業費確定に伴う減額をさせていただきましたので、お願いいたします。私は以上です。

○企画課長 58、59ページ、5項の統計調査費、2目基幹統計調査費につきましては、経済センサスと基幹統計調査について事業費確定による減額であります。以上です。

○選挙管理委員会事務局長 同じページになりますけれども、6項の監査委員費につきましても決算見込みに伴う減額になります。

○市民課長 それでは、ページが少し飛びますけれども62、63ページをお願いいたします。中ほどになりますけれども3款1項8目の国民健康保険総務費、説明欄2つ目の白丸、国民健康保険事業特別会計繰出金764万9,000円の増額でございます。こちらにつきましては、保険税の軽減分と保険者支援分の保険基盤安定繰出金につきまして、額の確定による増額でございます。なお、保険税軽減分の繰出金については県が4分の3、それから保険者支援分の繰出金につきましては、国が2分の1、県が4分の1を負担しておりますので、歳入のほうでも増額の補正をさせていただいております。

次、9目の後期高齢者医療運営費、1つ目の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、広域連合への額の確定によるものでございます。

2つ目の白丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金につきましては、保険料軽減分の繰出金でございまして、額の確定による減額でございます。なお、この後期高齢者の保険税軽減分の繰出金に対しましては、県が4分の3を負担しておりますので、歳入のほうも減額補正をさせていただいております。私からは以上です。

○生活環境課長 それでは、70、71ページをお願いいたします。5目環境衛生費以降でございます。71ページの2つ目の丸、狂犬病予防事業以下でございます。次の72、73ページをお開きいただきまして、73ページの中段のし尿処理施設管理費は水道事業部でございますので、それを除く事業項目につきましては、それぞれ入札差金、あるいは事業確定に伴う減額でございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○消防防災課長 続きまして、86、87ページをごらんください。9款消防費の1項1目の常備消防費、87ページの広域消防負担金681万7,000円のうち、松本広域連合負担金709万3,000円の増額につきましては、当初予定していなかった職員が退職するに当たりまして、広域消防発足前に本市の職員として採用した消防職員1名分の退職金の本市の負担金でございます。そのほかは、事業費確定に伴い減額するものでございます。

その下の2目非常備消防費、消防事務諸経費、消防団諸経費、消防委員会運営事業、その下の3目消防施設費、消防施設整備費、その下の4目水防費、水防対策事業につきましても、事業費の確定により減額するものでございます。以上でございます。

○財政課長 それでは、ずっとページおめくりいただきまして、最後から2枚目でございます。100、101

ページでございますけれども、一番下の行、12款公債費のところでございます、元金償還金、それから利子償還金とも償還額、それから借り入れ条件の確定によりまして減額をするものでございます。

続いて、歳入の説明をいたしますので、18、19ページにお戻りいただきたいと思います。18、19ページ以降、歳入につきまして主なものを説明させていただきます。市税につきましては、決算を見込んで補正するものでございますけれども、個人市民税につきましては給与所得の増等によりまして、現年度分で1億5,700万円余の増、それから1つ飛んで固定資産税につきましては、主に償却資産の増によりまして1億2,800万円増額をするというものでございます。

一方、下から2行目、市たばこ税につきましては、1,000万円の減を見込むものでございます。

それでは、おめくりいただきまして20ページ以降、2款地方譲与税以降については、当初予算におきまして、地方財政計画の県の見込み率を使って算定していたものでございますけれども、確定によりそれぞれ補正をするものでございます。この1つ目の地方揮発油譲与税につきましては増額でございますけれども、中段、3款利子割交付金、それから一番下の4款配当割交付金、これがそれぞれ大幅な減額となっているものでございますし、おめくりいただきまして、5款の株式等譲渡所得割交付金、こちらも大きく減額となっております。それから、次の6款地方消費税交付金、これにありましては7,100万円余の大幅な減額となりまして、これについては、県からも見込みを大きく下回る見通しなので注意をされたいという旨の通知が来たということでございまして、厳しい状況となっております。

それからおめくりいただきまして、24、25ページの一番上、地方交付税でございます。このうち特別交付税につきましては、近年の実績を踏まえまして1億円の増額をするものでございます。

それでは、2枚おめくりいただきたいと思います。28、29ページの14款国庫支出金のところでございますが、説明欄の中段少し上でございます子どものための教育・保育給付費負担金、これにつきましては、新年度予算でも申し上げましたけれども、社会福祉法人の私立保育所が認定こども園に移行したことなどに伴い、増額となるものでございます。

それからおめくりをいただきまして、30、31ページ、上から2つ目の5目土木費国庫補助金の説明欄の3ポツ、社会資本整備総合交付金（塩尻地区）でございます。こちらが1,420万円の増額となりますけれども、これにつきましては、国の第2次補正予算によるものでございまして、排水整備を前倒して計上し、全額繰り越して対応するものでございます。それから1つ飛んで同じく（塩尻地区）でございますが、5,400万円の増、これにつきましても、国の2次補正によるものでございまして、広丘東通線高出地区を前倒して実施するものでございます。

それから、一番下の8目商工費国庫補助金でございます。こちらも国の第2次補正予算に対応しまして、企業支援拠点整備の計画年度を前倒しをいたしまして実施をするということに伴い、地方創生拠点整備交付金7,977万円を計上するものでございます。

それからおめくりいただきまして15款、こちらは県支出金でございます。中段の少し下にあります2目民生費県補助金の説明欄2ポツ、福祉医療費給付事業補助金でございます。こちら新年度予算でも申し上げましたとおり増加傾向にございまして、給付費の伸びに伴いこちらも増額を計上するものでございます。

それからおめくりいただきまして、34、35ページ。中段下の6目です。教育費県補助金の説明欄、こちら

には合併特例交付金を補正してございます。きのうもお話出ましたけれども、本年度予定しておりました新体育館の基本計画、これが来年度の実施となりましたので、新体育館の充当を減額し文化会館の改修、それから木曾漆器の給食用食器に組みかえて充当をするものでございます。

それから、おめくりいただきますと、16款1項2目利子及び配当金でございます。こちらは歳出でも申し上げましたとおり、基金の利子収入を減額するものでございます。

それから、17款の寄付金、説明欄の総務費寄付金につきましては、本年度のふるさと寄附金の収入総額2億8,560万円を見込みまして、既決予算との差額1億5,560万円の増額と、あと端数がありますけれども、市民交流センターの自動販売機の売上金収入の寄付金54万1,000円でございます。合わせて、この1億5,614万1,000円を増額するというものでございます。次のポツ、民生費寄付金につきましては5万円、これは保育・子育てのためにという御意向で、本年度卒園児の保護者の方からの寄附金でございますし、次の教育費寄付金20万円、これにつきましては、スポーツ夢基金のために市内企業からいただいた寄附金でございますし、次の商工費寄付金、これが97万9,000円とございます。これは委託先の商工会議所の金融口座で処理されておりましたプレミアム付商品券発行事業の剰余金でございます。使用しなかった商品券の96万7,000円とこれまでの利息分1万3,000円、この処分につきまして国からの通知に伴い、地域の活性化のために活用するよというこで、寄附金として収入をするものでございます。

次の18款の基金繰入金、これにつきましては、可能な限り繰り入れ戻しを行うということといたしましたけれども、1つ目の財政調整基金につきましては、1億2,500万円余の戻しをするというものでございまして、先ほど申しました地方消費税交付金の減額などによりまして、本年度は財政調整基金全額の戻しとはならず、6億4,000万円ほどの取り崩しとなっている状況でございます。しかしながら、その他の基金につきましては、事業に充当したもの以外は全て繰り入れ戻しを行うものでございます。

それでは、おめくりいただきまして、20款諸収入の中段の4項の受託事業収入でございますけれども、この中の2つ目のポツ、一般廃棄物収集運搬等事務受託事業収入でございます。これは朝日村からの負担分でございますけれども、予算上は13万9,000円の減額でございますけれども、昨年度のごみ処理手数料2,000万円の未収金の回収可能な額が確定しておりませんので、これを執行の段階ではさらに減額をして収入することとしております。その扱いについては、生活環境課長から説明しますのでよろしくお願いたします。

○生活環境課長 ただいま財政課長から話があったように、この受託収入につきましては、可燃ごみ、埋め立てごみ等の収集運搬費、あるいは焼却灰等の資源化に伴う費用でございまして、平成24年のごみの共同処理からこういった形で塩尻市が一括してこの事務を受けて、人口按分でおおむね6%の負担を朝日村に負担していただいて、私どものところに収入としているわけでございます。ただいま話があったように、27年度の決算におきまして2,040万円余のごみ処理手数料の未収金が発生しております。この6%がおおむね120万円余になりますので、これについては、今現在は本市が一般財源で充てているという状況でございます。今後、これについては、朝日村と協議はしていくところとなると思いますけれども、現在債務者につきましては、破産手続き中でまだございます。先般の債権者会議におきましても債権が確定していないという状況でございますので、先に課長から御説明しましたように、120万円分を含めない額を平成28年度は収入にしていきたいという考えでございますので、よろしくお願したいと思います。以上でございます。

○**財政課長** 次の食材費弁償金でございます。これは委託業者によります予定数量を超えた誤発注がございましたので、委託業者と協議をいたしまして、超過分の15万7,000円の補填を受けるというものでございます。

おめくりいただきまして、40、41ページ、ここ諸収入でございますので、確定したものでございますけれども、大きなものを申し上げますと、説明欄の中段少し上の実践型地域雇用創造事業精算金5,760万円余の減額でございます。これは資金手当として市が負担金を出しまして、国の補助を受けて精算金収入を受けるという予定でございましたけれども、この事業につきましては、国からの概算払いがありましたので、市の負担金が不用となりまして、歳入歳出同額を減額をするという内容でございます。

それからおめくりいただきまして、21款の市債でございます。市債の補正につきましては、先ほどの国庫補助金で申し上げました事業、それから各起債事業の確定によるものでございますので、説明については省略をさせていただきます。

それでは、ページお戻りいただきまして7ページをお願いいたします。7ページの第2表繰越明許費につきましては、これは国の補正予算に対応して前倒しをいたしました。中段の起業支援拠点整備事業、それから3つ飛びまして、都市計画道路整備事業を初めとしまして、国の追加内示に伴うもの。それから事業の進捗状況に伴うものなどがございまして、合計で4億9,983万円余を繰り越しをするというものでございます。

それから右のページ、第3表債務負担行為補正でございます。こちらにつきましては、起業支援拠点整備に伴いまして、塩尻市振興公社の借り入れに対する損失補償の期間、それから限度額を定めるものでございます。

それから、おめくりいただきまして、第4表地方債補正でございます。これにつきましては、先ほどの事業費の確定に伴いまして、次のページ、それからさらに13、14ページにかけまして、それぞれの起債の限度額を変更するというものでございますし、13ページの下の方、これにつきましては、国の補正によるものでございます。以上でございますので、よろしくをお願いいたします。

○**委員長** ここで11時25分まで休憩をいたします。

午前11時17分 休憩

午前11時23分 再開

○**委員長** それでは、休憩を解いて再開をいたします。質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

○**永井泰仁委員** 47ページの庁舎施設管理の電気料の使用料が288万6,000円ですか、減額になっていきますが、これは何か特殊事情か、LED化したのか、あるいは職員の残業が減って結果として電気料も減っているのか、その辺の分析はどのように判断していますか。

○**庶務課長** 実は正直なところ、電気使用量は昨年より伸びているわけでございますけど、電気料金自体が原油が大変安かったために落ちたというのが大きな原因で、少なくなったという状況でございますので、あわせて庁舎管理費の燃料費とかも減額になっておりますので。そういう格好で、燃料が一番安くなったのが原因ということでございます。

○**永井泰仁委員** それから、財政課長にお聞きしたいが、最終的にこれで補正して、財政調整基金はどのくらいになるわけですか。

○**財政課長** 今、決算見直しをしております。今回これだけは繰り戻しをさせていただきますけれども、最終的

に決算を見込んで、執行段階で繰り入れを減らすという作業をさせていただきまして、結果、前年度末並みの財調39億円くらいの確保ができそうだという見込みでございます。

○永井泰仁委員 前年度並みにね。はい。いいです。

○委員長 ほかにはどうですか。

○柴田博委員 49ページの上のほうの紙のタイムマシン活用事業の関係ですけれども、機器の使用料の補正後の金額と、実際に何カ月利用して、実際にどれくらい処理される予定かわかったら教えてください。お願いします。

○庶務課長 少々お待ちください。補正前は使用料を209万5,000円で見えておりましたけれども、結局、機器の製造が遅れまして、当初4カ月分を予想してたんですが、結局3月からの1カ月分になってしまいまして、契約としては45万2,000円ぐらいということになりましたので、その差額約164万余減額という結果になりました。それで、生産というか、実際に動くほうですけれども、まだフルには動いておりません。今週末あたりからは動かせるという状況で調整をしております。以上です。

○柴田博委員 そうすると機械を入れかえて、新しくなった機械についての分ということでしょうか。

○庶務課長 結論から言うとそういうことでございまして、今まで市民ロビーに置いてありましたのは実証機でございますので、これについてはお金はかかってないという状況でございます。

○柴田博委員 当初予算のときに、試作機というか、デモだけドリース料がかかるって予算つけたんじゃないかなかったです。

○庶務課長 今年度予算は、12月からの4カ月分で予算を計上させていただいたという経過でございます。12月に製品が入るので、それを12月からリースをするということで予算計上させていただいたのが、28年度予算でございます。29年度予算については既に入札が終わりましたので、12カ月分を。2台の。下の機械も入れかえましたので。新しい。

○柴田博委員 それは、きのうの予算でやったやつだね。

○庶務課長 そうでございます。

○柴田博委員 もう1回、済みません。そうすると、前の試作機というのかな、あれは当初からリース料は発生しないということだったんです。

○庶務課長 そのとおりでございます。

○永田公由委員 見ると、全体的な市町村共済組合の負担金が、各課ともそれぞれ400万円とか100万円とか150万円とか50万円とかって区切られた数字で減額されているんですけど、この大きな理由はどのようなことですか。

○人事課長 決算見込みによります人件費の関係でなっておりますので、詳細は、ちょっと私今お答えできないですけれども、人件費の決算見込みによって、その額が確定してまいりますので、そういったことでございます。

○永田公由委員 これ、毎年こういうことあったっけ。

○人事課長 毎年あると思います。

○永田公由委員 見るとさ、みんな区切りのいい数字でさ。

もう1つある。歳入のほうで、子どものための教育・保育給付費負担金っていうのが、国と県から来てて、こ

れが、グレイスフルが認定こども園になったために、そこへ負担金として支払われるという理解でいいと思うんですけど、国と県からきている額とグレイスフルの支払いに100万円の差があるんですけど、この理由はわかります。

○財政課長 これはですね、施設型給付費として負担割合が定められております。施設型給付については、市町村の負担と県の負担。それから全国统一費用部分というものがあまして、これも負担割合が決まっております。国、都道府県、市町村が、2対1対1でございます。残りの分が利用者負担ということになりまして、これは利用者の、国の基準をもとに利用者が負担をしていただくと。そういう基準で国、県、市の支援が、それが認定こども園に係る施設給付の支援策と、そういうことで決められているわけでございます。

○永田公由委員 ということは、市も出しているっていうこと。

○財政課長 そういうことでございます。基準に基づいて支出をするということでございます。

○永井泰仁委員 この中には入っている。入っていない。この補正には。

○財政課長 歳入に対応します歳出のほうで、私立幼稚園就園奨励費補助金を支出しておりますので、そちらのほうで市の負担が出ているということでございます。

○永田公由委員 いいです。

○平間正治委員 53ページをお願いします。中ほどよりちょっと上の交通安全対策事業諸経費の補修用材料で、ゾーン30の指定、洗馬小と吉田原ですか、指定になったということでもいいことだと思うんですけども、この道路標示とか、どなたがやられるんですか。

○地域振興課長 赤い丸で青い数字、30とか40とか入っている、いわゆる時速の制限を分けるものですね。それは警察、要するに公安のほうで設置をいたします。洗馬小周辺で言いますと、2月3日の日付でその看板が設置をされましたので、もう既に効力は発生しているということでございます。ただし、それがいわゆる赤丸に30と書いたもので、その下に区域ここからっていうふうに書いてある標識なんでもございますけれども、何の区域だかだとかですね、そういうことがなかなかわかりづらいということで、通常、あと市のほうでその下に、ゾーン30という玄蕃サラのサラちゃんこ写っているものですね、要するに表示をする、標識をつけることと、それからその下ですね、路面のほうにゾーン30と大きく表記をして、そこから入ったらここからはもうゾーン30が始まりますよということがわかるようにするというので、その部分の標識とそれから路面表示の材料費ということでございます。

○平間正治委員 その標識は、だれがやるか。

○地域振興課長 済みません。それをやるのは、市でやります、今言った部分につきましては。最初に言いました、30の区域ここからってというのは公安委員会で設置しますので、それ以外については市のほうで行います。

○平間正治委員 赤丸に30ってというのは既製品としてあって、路面標示ってというのは、よく塗ってあるところがあるんですが、塗るとかそういうことはなくて、そこにゾーン30っていう表示をするだけっていうことですか。

○地域振興課長 今やっているのは、緑の大きな枠をつくりまして、そこに白でゾーン30っていう路面の表記をするだけということでございます。

○平間正治委員 1カ所を職員がやるということですか。

○**地域振興課長** 業者に委託いたしますけれども、区域っていうのはそこに入ってくる道が何本かありますので、それぞれ区域によって違いますが、洗馬小でいいますと9か所になりますけれども、そのゾーン30の区域に外から入ってくる、そのところですね。入ってくる手前のところにゾーン30ここから入りますよ、っていうことがわかるようになっていくことでやります。

○**平間正治委員** 聞きたかったのは、入ってくる場所はいいんですけれども、自分でやるならこの予算計上は原材料費でいいと思うんですが、業者委託になると、その原材料計上でいいのかどうか、業者委託でも。

○**地域振興課長** いわゆる材料を買ったところで、一緒にやっていたらいいのが現状でございます、その材料費にいわゆる手間賃的なものも入ったものでやっているんですけれども。以上です。通常今までの計上こういうことをお願いしているものですから。

○**平間正治委員** 私もあんまり深くまでは言いにくいんですが、適正な予算計上になるように、またきちんと計上を、次回から検討してください。

○**委員長** ほかにはどうですか。いいね。それでは質疑を終了します。
これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案に対する討論を行います。ありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第25号平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第8号）中、当委員会に付託されました部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第25号中、当委員会に付託されました部分につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

議案第26号 平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○**委員長** 次に、議案第26号平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。説明を求めます。

○**市民課長** それでは、議案第26号の御説明をいたしますので、別冊の補正予算書をお願いいたします。

議案第26号国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、1ページ目にありますとおり、今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ20万3,000円を追加して、予算の総額を87億2,555万9,000円とするものでございます。特別会計の補正予算につきましては、ページ順で歳入から説明をさせていただきます。

事項別明細書になりますが、7ページ、8ページをお願いいたします。7ページ、8ページの9款1項1目の一般会計繰入金。こちらは764万9,000円の増額でございます。1節の保険税軽減分の保険基盤安定繰入金、それから2節の保険者支援分の保険基盤安定繰入金ともに、一般会計のほうでも御説明いたしましたが、それぞれ額の確定により増額とするものでございます。2項1目の基金繰入金につきましては、一般会計繰入金が増額になるため、予算の総額を調整するために基金繰入金を減額するというものでございます。

次に、歳出になります。次のページをお願いいたします。4款1項1目の前期高齢者納付金。これにつきましては、額の確定に伴いまして増額補正をするものでございます。特別会計の予算説明は以上でございます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了します。

これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第26号平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第26号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

議案第30号 平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

○委員長 次に、議案第30号平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第30号の説明をさせていただきます。別冊の補正予算資料をお願いいたします。平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、今回の補正は1ページにあるとおり、歳入歳出を115万5,000円を減額し、予算の総額を6億9,124万1,000円とするものでございます。それではまた、歳入から説明させていただきますので7ページ、8ページをお願いいたします。

3款1項1目の事務費繰入金6万3,000円の増額ですけれども、こちらは、歳出で御説明いたします一般管理費の増額による分の事務費の繰入金の増でございます。2目の保険基盤安定繰入金、保険料軽減分ですけれども、こちらは額の確定に伴い121万8,000円を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費6万3,000円の増でございます。こちらは後期高齢者医療広域連合へ派遣している職員分の旅費でございます。2款1項1目の広域連合納付金につきましては、保険料軽減分の保険基盤安定納付金、こちらは額の確定によりまして減額をするものでございまして、繰り入れた分を広域連合に納付しているものでございます。後期高齢者医療特別会計については以上です。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了します。

これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第30号平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第30号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

○財政課長 先ほど一般会計の補正の関係で永田委員から共済費の関係で御質問ございまして、私、正確なお答えできませんでしたので、ちょっと係長からお答え申しあげます。申しわけございません。

○財政係長 済みません。共済費の関係でございまして、昨年10月にですね、標準報酬制と共済の関係の制度がちょっと変わりましたね、その関係がございましたものですから、今年度は共済費を多めに盛りさせていただいております。そういう関係で多く盛っていたんですが、予想より少なかったという中で、人数の多いところに関しましては結構な減額になってしまったということでございます。今後につきましても、年金の率ですとか健康保険も含めまして引き上げが見込まれております。ですので、うちのほうとしましても、少し多めに今後も少しずつ盛っていくということで、結果的にはまたちょっと減額というようなことが最後に来るかもしれませんが、そういった中で少しずつ多めに盛りさせていただいていると、そういう状況でございます。

○委員長 いいですか。ここで午前の審議を終了いたします。午後は1時から請願の審議を行いますので、よろしく願いいたします。

午前11時45分休憩

午後0時58分再開

○委員長 それでは休憩を解きまして、再開をいたします。

請願3月第1号 「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する請願

○委員長 請願3月第1号「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する請願の審査を行います。事前に文書表が配付されておりますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

請願者から説明をお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○請願説明者 説明員の梅木です。今回の請願の趣旨について御説明申し上げます。政府が提出を予定するテロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案は、これまで国民の強い反対によって3回廃案となった共謀罪法案の焼き直しでございます。課題山積の危険法案であります。それにもかかわらず、安倍政権は2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けたテロ対策を口実に、いわゆる共謀罪法案について早期成立を目指すとしています。提出予定の法案では、テロなどの謀議に加わった場合に処罰の対象となる共謀罪について、適用対象や構成要件などを変更し、題名もテロ等組織犯罪準備罪と改め、名称も組織犯罪処罰法改正案とするとされております。

しかし、共謀を処罰するという法案の法的性質は何ら変わっておらず、既遂の処罰を原則とする刑法の基本原則を大きく変えるものでございます。また対象犯罪を絞り込む検討が行われているとされておりますが、共謀が処罰の対象になることに変わりはないわけでありまして。組織的犯罪集団も準備行為もテロも定義があいまいで、適

用範囲が十分に限定されたと見ることはできません。依然として幅広い解釈が可能になり、捜査機関の恣意的な運用によって基本的人権が侵害される危険性は変わらないわけであり、一般の市民団体や労働組合は大丈夫と言われますが、この集団の定義は捜査機関の判断に委ねられ、内申や思想を理由に処罰されるとの不安も払拭されていないわけであり、政府の施策に反発する人々を本法案で抑えつけるなら、それは恐怖政治であります。刑事罰があるというだけで参加を思いとどまらせ、さまざまな住民運動、市民運動、労働組合等の運動を委縮させることも十分考えられるわけであり、我が国の刑事法体系の基本原則に矛盾し、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こす恐れが高い法案であり、認めることはできないわけでごさいます。

組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書をぜひ国に提出をしていただきたいと思いますということでごさいます。以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは委員より御質問、御意見がございましたらお願いをいたしたいと思ひます。どうでしょうか。

○永井泰仁委員 今回この共謀罪、いわゆるテロ等の準備罪という法案が国会に提出される予定という段階でごさいますけれども、これにつきましては賛否両論がいろいろあると思ひます。今まで言われてきている中では、2020年のオリンピックあるいはパラリンピックの開催等の関係です、テロ対策が必要だということも1つの理由に挙がってきているというところでごさいます、反面、このテロもですね、国際テロ組織が日本を敵として認定したということで、特に諸外国から来るオリンピック等々の機会には狙われる危険性は高くなってきていることは否めないところでごさいます、諸外国の例で見ますと、テロリストはいわゆる普段は一般人と変わらない生活をしている人がですね、突然テロリストに変貌をするというようなことで、日本では余りそういうケースは少ないような気がするわけですが、しかしこの準備罪ということで、事前に察知をするということは監視とかですね、あるいは盗聴ですね、こういったものは警察のほうでもですね、今よりも厳しくしないとなかなか事前にその情報、あるいは1人の人を監視するとか電話の盗聴等々が頻繁に行われる可能性も出てくるということでごさいます。

昨年成立したですね、盗聴の対象となる犯罪は窃盗、詐欺、恐喝、逮捕、監禁、傷害等の一般的な刑法を含む広い範囲に拡大をされました、それから今までは通信事業者の立ち合いということでしたが、これも不要になってきているということで、これを余りですね、広義に解釈されて乱用されるということも市民生活からとってはどうかということも、皆さんの言うことも一理わかるということでごさいますし、特にまたこの自民党のこういった姿勢に対して公明党のほうからもですね、犯罪構成要件を厳しくした内容に修正して法案を提出すべきだという限定もされておまして、共謀罪の対象となる犯罪がですね、原案の676から300程度にも減らすということでごさいますので、まだ最終案が国会のほうに提出をされていないということであり、そうしたことからですね、市民生活も守らなきゃいけない、それからテロからもですね、守らなきゃならないという、そういうことの中で、きのうちょっと、どこの調査か忘れましたが、世論調査ではですね、この法案がいいんじゃないかと、共謀罪をつくるべきだというのが45%ぐらいの、国民的には非常に広く支持されているアンケート結果もちょっと耳にしているわけでごさいますけれども、最終案のまだ示されていない、それですらにもっとこれがですね、国会答弁を聞いててもちょっと幅広くてわかりにくいところも出てきてますので、私は継続審査ということでね、もう少し慎重に様子を見てからではどうかということを考えております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○永田公由委員 この関係の改正法についてはですね、それぞれ日本ジャーナリスト協会また日本ペンクラブ、弁護士会といったさまざまな団体が反対を表明をしておりますし、また今、永井委員が賛成が四十何%とおっしゃいましたけど、反対が50%を超えたということで、世論もですね、どうも反対の声がですね、だんだん大きくなってきているというような状況がある中ですが、まだこれ閣議決定もされてませんし、一体どういった改正案になるかということもですね、確かに国会の議論の中ではいろいろ出てきてますけど、正式に決定されて国会に提出されていない段階でですね、私ども議会がですね、この法案に反対の意見書を出すということは、じゃあ一体どの部分に対して反対をするかというところがですね、なかなか今の段階では明確にならないということをおっしゃいますとですね、これはやはり、個人的には今の組織犯罪処罰法で十分だとは思いますが、やはり議会として意見書を出していくということになれば、きちんとしたものが示されてから判断をすべきではないかということで、私も永井委員と同じようにこれは継続審査にすべきだというふうに思います。

○委員長 ありがとうございます。

○柴田博委員 私はですね、今、永田委員、永井委員がおっしゃったことも理解した上でですけども、やっぱり今、テロ等準備罪っていうタイトルにもありますけれども、そういう名前、そういう意味合いであるにもかかわらず、発表された案ではですね、当初テロという言葉も何も入っていないというようなことだったわけですよ。やっぱりその目的ってのは別のところにあるんだなというふうに言わざるを得ないというふうに思います。そういう意味で、テロ対策ということじゃなくてですね、やっぱり共謀罪という言葉があるように、共謀する。実際に犯行しなくても相談をする、決めて相談をしてこういうことをやろうと決めただけで、それがもう犯罪だということになるわけで、例えばそれが何人かで相談をして決めて、そのうちの1人が例えば準備をしたら、その準備をした人だけでなく、一緒に相談に加わった人が全部が対象になるというそういう中身だというふうに言われていますので、やっぱり官対市民としては反対していかなくてはいけないというふうに思いますし、それから組織的犯罪集団という言葉がありますけども、これについてもどんなものがそういう団体になるかっていうことについても明らかではありませんし、例えば一般市民が原発反対だとか憲法改悪反対だとかっていうような、そういうことを市民運動としてやってる中で、それが急に警察の判断で組織的な犯罪集団だっていうふうに位置づけられればそうになってしまうという、そういうような問題もありますので、やはり私は、まだ国会に提出されていないということですけども、今、市民運動としては国会に提出させるなという運動をやったりどんどんやっていくべきだなというふうに思っています。提出された後には、この請願にあるように、やはりこれには提出されてしまえばどう反対して廃案にしていく、そういうふうなことが今、求められているんじゃないかなというふうに思っています。

この請願については、提出された場合に反対してほしいということでありますので、これには賛成したいと思いますし、それから継続ということについては今、国会に提出させないということが求められているっていう意味から見ても、今この時期に国会がどうなるかということ傍観しているというのは間違いであるなというふうに思いますので、継続ということについては反対をさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

○副委員長 結論から申し上げますと、私は継続としたいと思います。永井、永田両委員それぞれおっしゃられて

いたとおりでありますけれども、これに類似した法案については既に衆議院等の解散もあって、廃案等になっている経過があります。そうした中で今回においてもですね、正式なものがまだ出てきているわけではないんですけれども、この法案の目的とするところ、定義あるいは内容、表記、記述含めてですね、明確でなく今の段階では私どもにはわからないんですね、正直言って。なおかつ、担当大臣の答弁についても、どちらかという右往左往しているようにも取れますし、そういった意味では本当に今中身がよくわからないというのが現状だというふうに思います。共謀罪やテロ防止等については、現在ある法律等でも対応できるっていうことも言われておりますけれども、一方ではですね、テロについては本当に緊急を要する場合もあろうかと思っておりますので、本当に精査されて一本化した法律があればですね、これで対応したほうが効率的で有効かなというふうに考える面もあるわけです。

いずれにしてもですね、一応、改めて精査されたものが提出されるということなので、それについてはその中身を見てからでいいのかなということでもあります。ですから、国会に提出しないことを提出する前にさせないようにするという意味合いではなくて、私はやっぱり賛否両論ある中ではですね、しっかりと法律的なものが、中身が明確になったものが上がってきて、それをきちんと精査するのが筋かなというふうに思っていますので、現段階では継続審査としたいと思っています。

○委員長 ありがとうございます。ただいま継続審査との御意見が出ましたけれども、継続審査につきまして採決を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、継続審査に賛成の皆様の挙手をお願いいたします。

〔「挙手多数」〕

○委員長 挙手多数です。

それでは、請願平成29年3月第1号「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する請願につきましては、継続審査とさせていただきます。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたしました。なお当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては委員長に御一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

閉会中の継続審査の申し出

○総務部長 市議会閉会中の継続審査についてお願い申し上げます。本委員会が所管いたします企画政策部、市民生活事業部、総務部においてそれぞれ重要案件を抱えておりますので、閉会中におきましても協議会等の開催をお願いする場合がございますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長 ただいま継続審査の申し出がありましたが、これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 一言お礼を申し上げます。2日間にわたりまして大変熱心に御審議をいただきまして、私どもの提案いたしました全ての案件をお認めをいただきまして、大変ありがとうございました。なお、平成29年度予算初め、審査の中でいただいた御指摘、御意見につきましては、執行の中で十分生かしてまいりたいというふうに思っております。大変ありがとうございました。

○委員長 御苦労さまでした。以上で、3月定例会総務生活委員会を閉会といたします。

閉会 午後1時15分

平成29年3月14日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 横沢 英一 印